

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	内田ヶ谷鴻巣線
供用開始の区間	鴻巣市郷地字長樋下一七五七番一地先から同市郷地字三谷四二四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和五年十月十三日
備考	令和五年十月十三日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四二・四二メートル